

<概要>

中世の家と後家・母・女院

野村育世

中世社会は、『愚管抄』に「女院入眼」とあるように、多くの女性が所領を知行し、時には惣領として公事の勤仕を取りまとめ、「家」の代表として活躍した。それは、何故であろうか。本書では、後家・母の地位に注目しながら、中世の「家」と社会構造について考察するものである。この時期に特徴的な女院制も、後家・母の地位の延長上にあると考えている。

本書で扱った中世前期の社会は、双方制の社会的基盤の上に父系制と「家」が乗っかり、次第に父系制的、家父長制的な価値が強められていくものの、依然として双方的な価値が根強く残る、そうした長い過渡期であった。

例え、「嫡子」には男子が立てられ、女子よりも男子が相続上において優先することが確立していたものの、女子の中でも主要な女子は「嫡女」と呼ばれ、一定の待遇を受けた。

さらに、男子がない場合に、女子が「嫡子」とされる場合もあり、『市河文書』の袈裟御前は惣領として一族を率いた。そもそも、「子息」という言葉は、後世には男子のみを指す言葉になるが、中世前期においては「男女子息」と、男子も女子も共に称する言葉であった。

さらに、当時はきょうだいの順にナンバーをつけて署判を加える例が多く見られ、男子を先に書くものが見られる一方、男子が先に書かれず、しかも、男女を含めてきょうだいの上から順に番号を振っているような例が見られる。この問題については、いづれ別に検討しなければならないが、「家」の継承順としてのきょうだいの順番がいまだ確立しきっていない社会であつたと言えるであろう。

さらに、鎌倉時代には「女性の世界」「男性の世界」がおぼろげながら存在していたことが伺われる。例えば、『御成敗式目』における下人の子分け規定では、女性の下人の子は女性方につけ、男性の下人の子は男性方につけるべきことが定められたし（四十一條）、女性の主人には女性の下人、男性の主人には男性の下人が譲与されることが多かった。静御前と源義経の間の子は、女子であれば母につけられたところが、男子であつたために義経の子として、将来を恐れる頼朝によつて処刑されたのである。

人々の思想や心性においても、別稿で論じたように、鎌倉時代の在地の仏教認識においては、女性のみに対する五障三従や变成男子説といった教えが、ほとんど浸透していなか

つた。

このような双方的な社会基盤の上に、父系制、家父長制が持ち込まれている状況があった。律令制の施行によつて女性は官職から排除され、九〇十世紀ごろから貴族社会で官職を家業として父子相伝する「家」筋が形成され、さらに院政期ごろから妻が夫の用意した屋敷に住み、夫婦は一生続くもの、とする考え方が現れ、それぞれの所領を共同で知行することが始まつた。配偶者の死後、出家して菩提を弔うことは、院政期ごろには夫婦双方の側から行なつてゐるが、次第に、後家の役割とされ、後家改嫁はあまり道徳的に好ましくないこととなる。男子分に比べて女子分が少なくされることが、院政期ごろから起つてくる。親権も強化された。また、「家」という空間の中における生殺与奪の権、いわゆる「家」支配権が、家父長に付与されるようになる。『沙石集』を見れば、「夫が妻子をはぐくむもの」「夫の方が妻を去る（離婚する）もの」といった言葉が登場する。

双方的な意識が色濃く残り、男の女に対する優越があまり強い規範となつていらない時代に、「家」を永続的に運営していくと思えば、家父長権を分け持ち、支える者としての後家、母の力に大きく依拠するのは、必然的な成行きであろう。つまり、後家、母の力なくしては、「家」を維持して行けなかつたのである。必ずしも長子が嫡子となるわけではなく、嫡子の地位もさほど安定していない状況では、父の死後を引き継ぐ後家・母の存在なくしては、「家」は崩壊してしまうであろう。また、「家」は双方的親族の相互扶助の中ににおいて存在していたので、母方親族の関係も重要であつた。こうして、中世前期においては、後家・母の力がクローズアップされてくるのである。それは、個々の「家」内部の問題にとどまらず、当時の権門が、権門の代表として後家の力をあてにしたのである。

中世前期の後家の権限については、女性史研究者たちによつて、家政を取り仕切る家婦の権限の延長として捉える見解が出されている。そのこと自体については私も異論はないが、それだけではないと思う。中世前期の後家は、家婦の延長線上にあるだけではなく、夫が死んで後家になると、突如として公的な立場に立たされるという、社会的・国家的なシステムが存在していたのである。律令制施行以来、女性は公的な官職から排除されいつたのであるが、後家になつて出家すると、突如として「家」、権門の代表として公的な場に名を連ね、課役負担の対象となり、主従制に組み込まれる。つまり、私の議論における後家権とは、家婦の権限を前提とするものの、家婦の権限そのものよりも、むしろ私は、夫の死によつて委託された家父長権の側面を重視するものである。それは、「家」の代表として、御家人であれば公事勤仕の責任者として幕府から把握されるように、公的な地位で

ある。従つて、私の議論では、他の論者に比べて、妻と後家との違いが強調された形になつてゐるのが特徴である。

本書は、以上のように中世前期社会を捉え、その中、「家」と女性、王権について考察を加えた。

次に、本書の構成と、個々の論文の概要について述べよう。

第一章「中世における後家相続」は、後家の地位について、主に相続における役割を中心考察したものである。後家とは、もともと死んだ夫に代わって国衙の負債を肩代わりする遺族全体を指す語として成立したのであるが、摂関期以後、寡婦の意味として日本語の中に定着した。そして院政期以降、夫亡き後にその財産を管領し、子どもたちに分配し、その後も悔返し権を持つて「家」に君臨する後家権が成立してくる。

鎌倉時代には女子も男子と並んで所領を譲与され、それが婚資としてではなく、自身が知行し、公事を勤仕していたという事実が研究者の注目を集め、戦前の法政史研究以来、研究がなされてきた。初期の研究においては、女性の相続はみな一期分であると考えられていたが、やがて、鎌倉時代前半に永代相続であった女性の相続が、鎌倉時代後期になると次第に一期分へと変化するという事実が明らかにされた。

しかし、従来の研究では、女性であるということで女子相続と後家相続とを同列に論じてきたきらいがあつた。同じ女性でも、女子分を男子より減少させるようになつてくるが、そう後期になると、上層より次第に、女子分を男子より減少させるようになつてくるが、そうして、女子の財産的な地位が低下し始めた頃に、むしろ、後家の権限は拡大する。それは、夫亡き「家」を継承し、財産全てを管理し、子どもたちに分配し、監督する任にあたるという、家父長權の代行者としての地位である。十二世紀における嫁入婚の開始と夫婦の永続化、家領の形成は、女性全般を男性に従属させる方向性を持っていたが、一方で後家の権限を成立させ、女性であつても惣領として「家」を率いるような公的な立場に立つことを可能にさせたのであつた。すなわち、中世的な「家」の成立は、女子分の減少と後家権の成立という、二つの相異なる側面を現出させた。本章は、このような視点に立ち具体例を見ながら、後家相続について整理したものである。

後家相続には二つの形がある。一つは、夫の死後、家父長權の代行者として所領の全てを管理し、子どもたちに分配する権限であり、これを「後家権」と名づけた。もう一つは、夫の所領の一部を「後家分」として分割譲与されるというもので、夫死後の後家の生活の

安定という目的がある。本章では、『鎌倉遺文』を用いて、それぞれの実例を見ながら、変遷を追い、考察を加えた。

「後家権」は、およそ、王家、貴族、御家人から、数段歩の田畠を有する庶民まで、土地を有する階層において見ることができる。即ち、これらの層では、後家による管理を必要とする「家」が形成されていたということである。後家は、夫が所領を未処分で死去した場合はそれを子どもたちに配分し、夫が既に子どもたちに譲与していた場合はその管理をし、意に染まない場合は悔返しも行なつた。鎌倉時代の前半においては、後家は単なる嫡子成人までの中継ぎではなく、嫡子が成人していようと後家が生きている限りは、後家の意思が優先された。このような強い後家権の根拠は、「年來夫妻」「數子の母堂」ということ求められた。即ち、家婦としての「家」の中での地位と、子どもに対する母権である。特に、母権については、幕府法において母子対論が禁じられており、子どもたちは異議を唱えることができなかつた。

だが、このような後家の存在と嫡子との間には、矛盾もあり、緊張関係が生まれることもあつた。やがて、鎌倉時代の後半になると、後家が嫡子の下に置かれる例が見られるようになる。十四世紀には、嫡子が、父の置文に支えられつつ、後家に対して優位に立つようになる。

この頃から、後家が夫の所領の一部を譲与される「後家分」が、減少していく。十三世紀半ば以降、一期分が主流となり、十四世紀になると消滅したり、また、嫡子の所領の一部の得分だけを一期の間与えられる、というように変わる。これは、後家権の後退とパラレルに進行した。また、女子一期分の開始から嫡子単独相続に移行する時期とも同時に進行したのであつた。

中世後期の十五世紀後半になると、隠居制の開始によつて父権が後退すると考えられているが、母権とそれに支えられた後家権の後退は、十四世紀に始まつていた。以後、母権は、より観念的な母性思慕へと変質していくのであろう。

第二章「北条政子の政治的位置」は、中世の著名な女性の政治家である北条政子について取り上げ、北条政子は女性であるのに何故に権力の座に就きえたのか、その社会背景について考察を加えた。そして、政子が頼朝の後家であり、頼家・実朝の母であつたからこそ、権力の座に就くことができたこと、政子は当時の人々から実際に将軍として認識されていたことを明らかにした。政子は歴代將軍の一人として数えられてさえていたのである。

本章では、北条政子の生涯を、その政治的立場によつて区分して、（1）伊豆で育つた子ども時代から結婚まで、（2）頼朝の御台所であった時代、（3）頼朝の後家で頼家・実朝の母として政治に関与した時代、（4）実朝の死後、名実ともに幕府の代表となり、尼将軍として政治をした時代、の四期に分けて考えることを提唱した。『吾妻鏡』の記事を追つて行くと、政子が本格的に幕府の表向きの政治に関与し始めるのは頼朝の死後であり、まさに後家としての立場で政治に関わったことがわかる。さらに、頼家・実朝の死後は、「二位殿御時」と言われ、御家人たちは政子を將軍として所領の安堵を求めた。政子は、承久の乱では軍を動かす大権を握っていた。それら、一般の武士の「家」における後家の権限に変わりなかつたが、征夷大將軍という地位は、女性であることに制約があつた。まず、征夷大將軍という官職に女性は就けないので、実際には御家人と主従関係を結ぶ將軍であつても、政子は征夷大將軍という官職には就いていない。従つて、政子は自分の発給文書に「鎌倉殿の仰せ」と書くことはできなかつたのである。それでも、もらつた側は、「二位殿の御下知」と認識したのである。

本章では、よく知られた北条政子を、当時の社会一般の中に位置付けて、後家・母として幕府政治を担当した人物、と捉えて考察を加えたものである。將軍亡き後、その後家という私的なつながりの人間が將軍の役割を継承するというのは、なにやら公私混同のように思えるが、それが、当時の権門としての幕府の性格である。

第三章『家』と親族をめぐる試論——鎌倉期・武士層を中心に——では、武士層を中心、「家」を取り巻く親族構造について論じたものである。鎌倉時代には、夫婦・親子・きょうだいを中心とした家族が生活・財産所持・経営などを共にし、家父長によつて統括され、父子継承される「家」が成立していたが、それらは単独で存在していたわけではなく、親族に取り囲まれていた。その、「家」と親族構造について考察したものである。

鎌倉時代の「家」と親族については、鈴木国弘の一連の研究がある。鈴木は、従来、父系的な集団と考えられてきた惣領制を、聟が妻の所領を通じて舅の「家」の側に包摂される「母系」集団である「親類」とし、それが鎌倉後期の女子一期分の成立と共に解体されて「父系」の「一族」結合に変化する、とした。日本の古代社会に「母系制」の存在を想定するのは、高群逸枝の見解であるが、現在の古代史研究においては否定されており、父系、母系どちらのリネージュも未形成の双方制社会であったとされている。鈴木の研究は、これまで家父長制家族連合と捉えられて来た武士の親族結合に、双方的親族が大きく関わ

つていたことや、実家の所領を知行する女性が「家」と「家」、親族と親族をつなぐ紐帶としての役割を果たしていたことを明らかにした点で大きな意義があつたと言えよう。

中世武士の親族結合について、鈴木は「母系」を強調したが、逆に明石一紀は極めて父系的な集団であるとした。本章では、鎌倉時代の古文書を博搜して、「家」を取り巻く親族集団の実態を探り、当時の社会秩序の中で人々が如何につながり、如何に思考し行動したかを見ていった。

その結果、わかつたことは、「家」を取り巻く親族には二種類の異なつた原理を持つ集団があり、一つは個人を中心に父方母方双方に広がる双方的（bilateral）な親類（kindred）であり、今一つは父系原理を持つ一族・一門である。従来の研究の多くは、この両者を二者択一的なものと考え、前者から後者への流れを想定しているのであるが、前者の双方的親族は、後者の一族・一門が成立していようと多いと多くの場合に存在していた。鎌倉時代にも両方が存在したが、社会に大きな影響を持つ集団が、どちらかと言えば、双方制の紐帶が強い社会から、次第に、父系集団の一族が強くなり、個々の「家」の財産相続や親子関係に介入する動きを見せていった。鎌倉時代の「家」においては、当初、兄弟間の長幼やジエンダーなどの秩序よりも、親と子の好惡や心情的つながりによつて所領の譲与が左右される部分が大きく、父親は女子にも所領を譲りたいという心情を持つ場合が多かつたが、父系の原理は次第にそれを許さなくなつていく。これまでの研究では、女子一期分の成立と、女子の所領相続の否定は、専ら、個々の「家」の自立化と家父長の意志とされてきたけれども、文書を見ると父親たちの、本当は娘に所領を譲りたいという意思が見られる場合がしばしばあるのであり、むしろ父系集団の統制強化の中で女子相続が否定されていくと見た。家父長權の強化と父系制はパラレルに進行するのである。

鎌倉時代の社会では、当初、女子を「異姓他人」に准じる者として排除する発想はなかった。実際に古文書を見ていくと、異姓他人の手に渡さないために、「異姓他人でない自分」の知行を主張する女子や、やはり異姓他人に渡さないために「嫡男なれば嫡女が親の跡を相続するのが隠れなき莊例」であるという莊園の例が見られる。しかし、父系制であれば、女子への譲与、女子から外孫への譲与は「異姓他人」への流出に他ならないのであり、鎌倉後期になると、社会の総合的な危機に対応して父系制が強化される中で、女子一期分や、父系一族内での婚姻や養子といった対策が取られるようになる。しかし、個々の「家」の父にとつてみれば、男子がない場合は、従来通り自分の女子や外孫に譲りたいという気持ちが強く、外孫を養子にすることを選択する家父長も出てくる。これは、どこの「家」

でも見られたというわけではないが、女系の父系への擬制であり、こうした思考方法は後の賛養子制に道を開くものであろう。

本章では、夫婦・親子を中心とした個別の「家」が、双方制と父系制の異なる原理を持つ二つの親族集団の間で変質していくという視点に立つて、鎌倉時代の相続制の変化及び社会の変化を考えた試論である。日本の伝統社会は、双方的な性格が強い。ある時期に父系制が形成されたとしても、根強く双系的な価値観が社会を規定しており、父系制と双方制との矛盾の止揚の中で、日本の伝統社会における「家」と親族の、東アジア世界における際立った特色、即ち女系による「家」の継承、賛養子制、いとこ婚、他人養子などが作られていくのではないか。そのような見通しを持つた試論とした。

第四章「母の力——『沙石集』における女性観」は、鎌倉中期、尾張国の在地に住した僧侶無住一円が著した説話集『沙石集』に見られる女性観を分析したものである。無住の思想は、大隅和雄が明らかにしているように、真言を核しながらも諸宗の融和混淆にあり、神社や路傍の神々に至るまで全ては仏の方便と捉えるというものであり、いわば、日本社会の基層に流れる多神教的な観念を自らの思想としたものであつたと言えよう。

鎌倉時代の在地には、神がかかりによる託宣も広く存在していたと考えられ、『沙石集』も多くの男女が神がかかりになる話を載せており、その中で最も強力なパワーを発するものとして肯定的に書かれているのは、子どもを守る母親の神がかりであつた。

無住の文章は、全体として女性嫌悪^{ミソジニー}が支配的でありながら、子（特に息子）を思う母の力のみは最大限に評価されていることを説話の中から明らかにし、当時の仏者による女性観を見たものである。古代においては、女性の地位の高さが母の地位につながつていたけれども、「家」の成立後は、このように女性全体を低めて、母のみを思慕する思想が生まれて行くのである。

付論一「辻捕の光景」は、辻捕という、辻で性愛の相手を得る行為について、その具体的な光景を説話集から抜き出して紹介し、考察したものである。

従来、辻捕という行為の存在については知られていたものの、その実際の場面は「ものくさ太郎」の辻捕の場面ぐらいしか知られていないかった。ここでは、『今昔物語集』等の説話から辻捕の場面を拾い出した。その結果、従来「路上のレイプ」と解釈されてきた辻捕は、古代における男女の自由な出会いにその淵源があるので、中世においても、しばし

ば神仏の夢告を根拠として、道路の辻という境界的な場が男女の出会いの場となり、男女双方からの辻捕が行なわれたことを論じた。しかし、中世社会は既に、女性の意に反した性交の強要、すなわちレイプのある社会であり、辻捕もしばしばレイプの様相を帯びたことを論じた。

第五章「家領の相続にみる九条家」では、目を在地から都の貴族社会に転じ、摂関家の一つである九条家の形成から所領の相伝を追い、南北朝期における嫡子単独相続の成立までを見ていったものである。九条家でもやはり、武士の家と同様に、分割相続から女子一期分、嫡子単独相続へという道筋を辿る。ただ、後述する王家の場合同様、院政期において女院による膨大な所領の集積が行なわれて摂関家領の基礎となつた点が、特徴的である。従来の摂関家領の研究は鎌倉中期頃までしか行なわれていなかつたので、嫡子単独相続までを見て、武士の家との比較を行なつたのは、本論が最初である。

摂関家は、藤原忠通の子の代で、近衛家と九条家の二家に分かれるが、忠通は、長子近衛基実を高陽院領の猶子として高陽院領を相続させ、九条兼実を皇嘉門院の猶子として皇嘉門院領を相続させ、それぞれの経済基盤とするよう仕向けていた。兼実は、さらに自分の長子良通をも皇嘉門院の猶子とした。しかし、激動する時代の中で、九条家による皇嘉門院領の獲得は意外に難航したが、ついに兼実は皇嘉門院領を相続することに成功し、ここに九条家の基礎が出来上がつた。近衛、九条の両家は、共に、摂関家出身の女院領を経済的基盤として成立したのである。

摂関家領の歴史の中で、兼実とその子良経（良通亡き後の嫡子）二代の間の相続の在り方は、家領のほとんどの部分を姉妹の皇嘉門院・宜秋門院が相続して、嫡男子はその經營に協力するという、極めて特徴ある形が取られた。宜秋門院は十三世紀初めに父兼実からほとんど全ての九条家領を相続したのであるが、しかし、この時点から、一期の規定がつけられ、宜秋門院領は全て兼実嫡孫の道家へと譲るように定められていたのであつた。

続く十三世紀半ばの道家惣处分状の段階では、男女子息へ家領の分割譲与が行なわれているものの、ここでは、二人の嫡男子、即ち嫡孫九条忠家（亡き嫡子の子）と、現・嫡子の一条実経に家領の大部分が分割譲与され、女子たちは数莊ずつを一期の間与えられるというものであった。女子の中には女院もいたが、既に大規模な女院領の時代は終わりを告げていた。そして九条家は、九条、一条、二条家にさらに分裂した。

十三世紀の終わりには、九条家領は嫡子忠教の元に全て集積される。九条家における嫡

子単独相続の開始である。

第六章「皇嘉門院——その経営と人物——」は、第五章の姉妹編で、皇嘉門院領の経営において、皇嘉門院聖子自身とその弟の九条兼実がそれぞれどのように関わっていたのかを考察し、併せて皇嘉門院の人間像に迫つたものである。

皇嘉門院領は、父忠通から譲られた摶関家領が中心になつて構成されている。その経営については、従来、女院は所領を持つてゐるだけで、実際の経営には兼実が当たつてゐると考えられてきた。しかし、『玉葉』を丹念に読んでいくと、女院領を預所として知行する院司の改替や、院司への譴責、除籍などの指揮は、女院自身が自分の意思で行なつてゐることがわかつた。さらに、皇嘉門院の院司のメンバーについて見ていくと、兼実の家司と重複する者が多いこと、松殿や近衛家に祗候する者も多いこと、女院司の「家」同士が互いに婚姻などの関係を結びつつ、女院に仕えていることがわかつた。

皇嘉門院の知識と教養についても触れ、兼実が胡曲の名手である皇嘉門院から樂を習つたり、宮中の儀式における装束について、あるいは神社に詣でる作法について教わつていたことを指摘した。

皇嘉門院領を誰が相続するかということが問題になつた時、皇嘉門院は、「一の人」すなわち氏長者が相続すべきであるという松殿基房の申し立てを容れて、一旦は松殿に譲る約束をしたもの、後に翻して猶子とする九条良通に譲与した。

皇嘉門院は、摶関家の一族の人々の世話をしたり、兄弟の間を取り持つたりする摶関家の長姉としての役割を果たしていたが、彼女が愛情を注ぎ、支援しようと思ったのは、猶子とする九条良通を始めとする九条家の人々だったのである。藤氏后宮から「家」の女院へ、皇嘉門院はその生涯の中で、「家」を分立させる方向へと時代を動かしていくのであつた。

第七章「不婚内親王の准母立后と女院領の伝領」では、王家領の相伝を扱つた。中世前期の王家では、膨大な女院領が形成され、それが女院から女院へと相伝されていった。特徴的なのは、不婚の皇女を立后させて女院とし、八条院領、長講堂領などの荘園群を知行させる形態が取られたことである。女院についての研究史は後にまとめるが、本章の研究史上の意義は、院政期から両統迭立期に至るまでの王家に見られる、妻でも母でもない不

婚の内親王が弟か甥にあたる天皇准母として立后し、やがて女院となる制度に注目したことであろう。

八条院や宣陽門院など、大莊園領主となつた女院は、みな、不婚内親王から立后し、女院となつた者である。不婚の皇女が立后する際には、准母として、天皇の母に擬制されたのである。この、母に擬制するというところが、母の力を重視する中世らしいところである。そして、女院となつた不婚の皇女のほとんどが、前斎院、前斎宮であったことも注目に値する。その所領は、女院から女院へと、猶子・養子関係を利用してしつつ相伝された。

従来の研究では、あるいは教科書などでも、多く女院領を「院領」と称し、女院は名義人に過ぎず、実際には治天の院が所有しており、いつでも院によつて回収されるものであると言わってきた。しかし、女院領の伝領を見る限り、女院領を治天の院が回収した例は見られず、女院領の相続人は猶子・養子関係を利用しながら基本的には女院が決めているのである。女院たちが天皇の准母であるということは、天皇たちが現実に女院領を相続することがなかつたとしても、天皇が常に准母の持つ女院領の潜在的な相続権者として位置付けられているのではないだろうか。これによつて、女院領が王統から大きく離れることがないようになっていると思われる。

両統迭立期になると、王家領の相続に変化が現れる。猶子・養子関係による伝領に代わつて、一期分の制度が導入され、やがて十四世紀には「嫡嗣」一人にほとんどの所領が相続されるような状況が生じてくる。それは、女院領の時代の終焉であつた。

第八章「女院論」は、女院という地位そのものの持つ性格について考察したものである。女院への私の関心は、後家・母への関心の延長上にある。

女院は、藤原道長の姉で、故円融天皇の妻后にして一条天皇の母后藤原詮子が出家をした時、男の院になぞらえて創出された地位である。その背景には、円融天皇亡き後の詮子の宮廷における発言力の大きさがあつた。すなわち女院とはまず、后位にあり、そして天皇の母すなわち国母に対して与えられる地位であるという基本的な属性があり、国母崇敬の風潮の中で創始された地位であつた。それが院政期になると、前章で見た不婚内親王が准母立后して女院になるケースのように、様々な女院が創出されて、必ずしも先の原則に合わない者も現れたが、当初からの基本的属性は後々まで意識されていた。院政期の待賢門院になると、膨大な女院領が形成され、美福門院からは、王家の後家として夫の遺領を

管理、分配する権限も成立してきた。

次に、女院と后宮とはどこが違うのかを分析した。その結果、后宮は天皇を取り巻く神祇祭祀の一翼を担う存在であり、その生活は多くの神事で彩られているが、女院になるとそこから解放され、当時流行の仏事を生活の中心に据えていくことがわかった。女院の仏事は、男の院が自身の長寿と王権の安泰を願うのに対して、夫や子どもである院や天皇の健康長寿を願うというものであり、男の院を主とし、それとペアとして王権を守護する性格を帶びていたのである。女院領は、そうした仏事の料所としての性格を持っていた。

女院についての考察から、中世の王権論を考える手がかりとした章である。

付論二「国母女院と政治・ノート」では、女院の中でも妻后であり母后である人々の政治関与の仕方を考えた。摂関期の東三条院らは、人事権への介入を通して政治関与を行なつたことが知られている。それが院政期にはどのようになるのかを考察したものである。院政期になると、待賢門院が自身の「女院分」の叙位を白河院に勝手に決められて怒つて抗議したものの、結局、院の権力の前に屈せざるを得なかつたという事件が示しているように、王家の家父長権の伸張が見られた。

だが、その一方で、後白河院の同居の妻である平滋子（建春門院）の場合を見ると、夫の院が寺社に参籠している間に、貴族たちが院殿上で議定の内容や禁中雜事について、院の代わりとして滋子に報告しているのである。その内容は、大嘗会雑事のような国家大事にまで及んでいた。それは、妻として、夫の家父長権の代行者として、重大な政治的な案件にも関与したのであり、後家の地位につながるものである。すなわち、第二章で見た北条政子の政治活動とも通じるものであり、第一章で見た「家」における後家権とも同質のものである。

付論三「『大鏡』『今鏡』の系譜観念を探る」では、平安時代の二つの鏡物『大鏡』と『今鏡』の、それぞれの物語の配列から系譜観念を探り、違いを見たものである。『大鏡』は天皇と摂関家の二つの系譜を並べて書いているが、院政期の『今鏡』になると、村上源氏など他の貴族の「家」の系譜が入り、複雑な様相を帶びる。

注目すべきは母の位置付けの違いであり、『大鏡』では、国母の伝は藤原氏の歴史の中に、その父と共に書かれているのに対し、『今鏡』では、国母でない后宮は藤原氏など生家の系譜の中で書かれ、国母のみは息子の天皇と共に王家の系譜の中に書かれているのである。

ここからは、天皇と国母を一休視する意識が読み取れる。

付論四「中世内膳竈神考」は、内膳司竈神の釜について考察した。内膳司には、もともと天皇、后宮ら個人に所属する釜が、竈神のレガリアとして置いてあり、天皇らが死ぬと釜も廃棄されたが、鎌倉時代半ばになると、竈神の釜は内侍所神鏡と同様な累代の渡物のような扱いを受けるようになっていた。即ち、王個人のものから王家の「家」筋のものへと、竈神祭祀の性格が変化したのである。

このことは、王の「家」の変質を示していよう。院政期の王家は、黒田俊雄⁽¹⁹⁾が述べたように、院、女院などそれに独立した権門の集合体であったが、それが、鎌倉時代半ばには、一つの「家」筋を志向して両統の嫡子によつて継承されていくようになつた。竈神が個人のものから、累代の渡物へと変質するのは、そうした時期に当たるのであつた。

付論五「中世女帝幻想」は、近代と並んで女帝が存在しなかつた時代である中世における、女帝イメージを探つたものである。

中世においては、実際に女帝の即位はなかつたものの、法によつて明確に禁じられた近代とは異なり、女帝即位は「あり得ること」であつた。実際、八条院が女帝の候補になつたことがあるように、女帝即位の可能性は否定されていなかつたのである。また、物語の中には、女帝、あるいは女性の皇太子が登場してくる。さらに、当時、天皇が即位時行なう礼服御覽で開けて見る唐櫃の中には、男帝、幼帝、皇后、女帝の礼服がそれぞれ納められていた。つまり、女帝即位は、可能性として常に想定されていたのである。

ここで問題なのは、礼服の色である。天皇、幼帝は赤、皇后は青、女帝は白の装束が用意されており、古代以来、日本で最も崇高な色とされた白の衣は、女帝のために用意されていた。鎌倉時代の物語である『我が身にたどる姫君』に登場してくる女帝も、白い衣を着ていた。即ち、実際に存在しない女帝が、至高の白を着ることになつていたのである。

中世において、女帝は存在しなかつたが、そのイメージは、人々の意識の中に、王権の聖性を体現するものとして確かに存在していたと言えるであろう。

以上、小考は女性と「家」に視座を据えて、中世前期の社会を考察したものであり、さらに、日本社会における「家」の生成について、あるいは王権について考えたものである。